

類似性の難しさ

【物語編】

直哉の部屋。直哉、スマホを操作している。

直哉「そういや、香澄が『小説を書こう』サイトに投稿してるって言ってたな。ちょっと読んでみよう。」

小説を読む直哉。時間経過。

直哉「ふーん、主人公が水の底の世界に住んで住んでいて・・・この、地上の女の子と出会うシーンいいな～。ドキドキするわ～。」

画面をスクロールしながら

直哉「tanuki07 って人、『この設定すごくいいですね！』だって。うんうん、評判も上々だ。」

スマホ画面。

この設定すごくいいですね！

暗い水の底にいて、性格も内向的な主人公が、明るい世界の女の子と会って恋をするところが、希望が感じられてすごくいいです。

直哉「香澄、すごいじゃん。」

～2週間後～

直哉の部屋。直哉、スマホを操作している。

直哉「今日は、他の人の作品も読んでみようかな。」

画面スクロールしながら

直哉「お、この人、この前、香澄の小説にコメントしてた tanuki07 さんだ。自分でも書いてたんかー。読んでみるか！」

小説を読む直哉。時間経過。

直哉「あれ？ これ、どっかで読んだような・・・あ、香澄のにそっくりだ！水の底の世界だし、地上の女の子と恋に落ちるし・・・え、これ、だめじゃないの・・・？」

～翌日～

カフェで直哉と葵が話している。直哉、スマホを見せながら。

直哉「昨夜の夜、見つけてさ・・・これ、香澄の小説、パクられてるよね？」

葵「確かにそっくり。ひどいねー。」

そこへ香澄が通りかかる

香澄「なに、なんか怒ってる？ どうしたの？」

葵「どうしたもこうしたも、香澄、当事者じゃん。」

香澄「えっ？なんのこと？」

直哉、スマホを見せながら

直哉「これだよ、これ。香澄の小説がパクられてるってこと！」

香澄「ああ、それか・・・私も気づいてたんだけど、どうしようもないのかなって・・・」

直哉「えっ、どういうこと？」

香澄「うん、水の底の世界とか、地上の女の子と「出会って」恋に落ちる、とかは設定であってアイディアなのよ。そこには著作権ないんだよね。

あと、女の子の性格が違っていたり、出会った後の展開が全然変わってたりして、どこまでが同じなのかの判断がつかなくて・・・ただ、ちょっと表現が気になるところもあるんだけどね。」

3人、洗面で・・・

3人「うーん・・・」

【解説編】

カフェ。

天の声・女性「みなさん、困り顔ですね。」

香澄「そうなんです。ちょっと判断に迷うところがあって・・・」

天の声・女性「そうですね、判断基準を持っていないと難しいですよ。では、著作物の類似性について説明しましょう。

著作物の類似性判断には、まず以下の3点を押さえないといけません。

- ・元とされる表現物が著作物であること
- ・依拠性(いきよせい)があること
- ・類似性があること

今回の場合は、元の香澄さんの作品は『思想又は感情を創作的に表現した』小説ですから、著作物にあたります。

著作権法2条1項1号。思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。

ただし、先程香澄さんも言っていたように、小説の世界観のような設定は、アイデアと考えられますので著作権はありません。」

直哉「主人公が異世界に飛ばされて、そこで活躍する漫画やアニメとかいっぱいありますよね。」

葵「そっか、それは設定だから同じようなもの作っても著作権の侵害じゃないんだ。」

天の声・女性「次に『依拠性』ですが、これは既存の著作物をもとにすることを意味します。偶然似てしまった場合には依拠していないことになり、著作権侵害にはなりません。

今回、tanuki07さんは、香澄さんの作品についてコメントしているわけですから、その物語を読んだことがあると考えられます。よって依拠性はある可能性が高いです。

最後に『類似性』です。これは文字通りどれくらい似ているか、ということになります。

香澄さんは気にところがあると言っていましたね。それは、どういうところですか？」

香澄「いくつかあるんですけど、特に気になるのは、主人公が初めて地上の女の子に出会うシーンの冒頭です。」

香澄の作品：

遠くに白い線のようなものが見える。

ミキトはエアカプセルの操縦桿をそちらの方へ向けた。

近づいていくと、白い泡がぷうかぷうかと複数上へと向かっている。

白い線に見えたのは光だった。光が一直線に伸びていて、線上にある泡をキラキラと照らしている。

tanuki07の作品：

遠くに白い線のようなものが見えたので、マコトはエアサブのハンドルをそちらへ切った。

近づいていくと、白い泡がぷうかぷうかと上へと向かって漂っている。

光が線のように伸びて、線上の泡をキラキラと照らしている。

葵「そっくりじゃん！」

香澄「ぷうかぷうかって表現がかぶるなんてことあるのかなぁ・・・」

天の声・女性「なるほど。文章の構成も似ていますし、確かに『白い泡がぷうかぷうか』というのはありふれた表現とは言い難く、同じような場面で使われているので、類似性はありそうに見えますね。」

直哉「今回は著作物性、依拠性、類似性はありそうってことですね。じゃあ、やっぱりパクリじゃないですか！」

天の声・女性「落ち着いてください。著作物の類似性判断というのは、実際のところ裁判になってみないとわからないところがあります。」

葵「素人の私がみても、こんなに似てると思うのに、何か分からないことがあるんですか？」

天の声・男性「はい。ここからは私が法律についてお話ししますね。」

直哉「お、男に変わった。」

天の声・男性「著作権法というのは法律で、解釈の余地があります。個別の事案でどのように解釈できるかということ、その都度考えてみる必要があるのです。」

今回の件では、香澄さんの作品以前に似た作品がどの程度あるのか、それらと比べて香澄さんの作品として個性が表れている部分はどこなのかなども考慮する必要があります。」

また、依拠性についても、実は tanuki07 さんの方が先に書き出していて、たまたま発表するのが後だったということも全くないとは言えません。」

ですので、tanuki07 さん側のお話も聞いてみないと、どのような経緯でこの作品が書かれたのかという背景や意図もわからないですよ。」

裁判ではそういう事情もすべて鑑みて、総合的に考慮して判断されるのです。」

直哉「専門家が総合的に考慮するんですね。」

葵「素人だと明確だと思うことも、背景を考えるとそうではない可能性があるってことか・・・」

香澄「なおさら、盗用かどうか判断するのは難しいなって思いました。」

天の声・男性「類似性判断は専門家でもとても難しいことです。ですから、素人のみなさんが安易に判断してはいけませんよ。」

直哉「そうなんだ・・・」

天の声・男性「『小説を書こう』にはガイドラインもありますから、それを読んで、それでも問題があるようだったらサイトの運営者に相談するという方法もあると思います。」

香澄「そうですね！考えてみます。」